

令和2年5月29日

北広島市感染症対策本部等の取扱いについて

令和2年5月25日、国において「緊急事態解除宣言」が発令されたことにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条の規定により読み替えられた同法第25条の規定に基づき、北広島市感染症対策本部を廃止しますのでお知らせします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、北広島市新型コロナウイルス感染症対策検討会議において引き続き措置することとします。

記

- 1 名称 北広島市感染症対策本部
- 2 設置日 令和2年4月8日（水）11:00
- 3 組織
 - (1) 本部長 市長
 - (2) 副本部長 副市長
 - (3) 本部長 教育長、防災危機管理担当部長、総務部長、企画財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、子育て支援部長、教育部長、教育部理事、建設部長、経済部長、水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計室長、消防長
 - (4) 事務局 保健福祉部健康推進課及び総務部防災危機管理室危機管理課
- 4 廃止日 令和2年5月31日（日）
- 5 北広島市新型コロナウイルス感染症対策検討会議の組織
 - (1) 議長 市長
 - (2) 副議長 副市長
 - (3) 構成員 教育長、防災危機管理担当部長、総務部長、企画財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、子育て支援部長、教育部長、教育部理事、建設部長、経済部長、水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計室長、消防長
 - (4) 事務局 保健福祉部健康推進課及び総務部防災危機管理室危機管理課